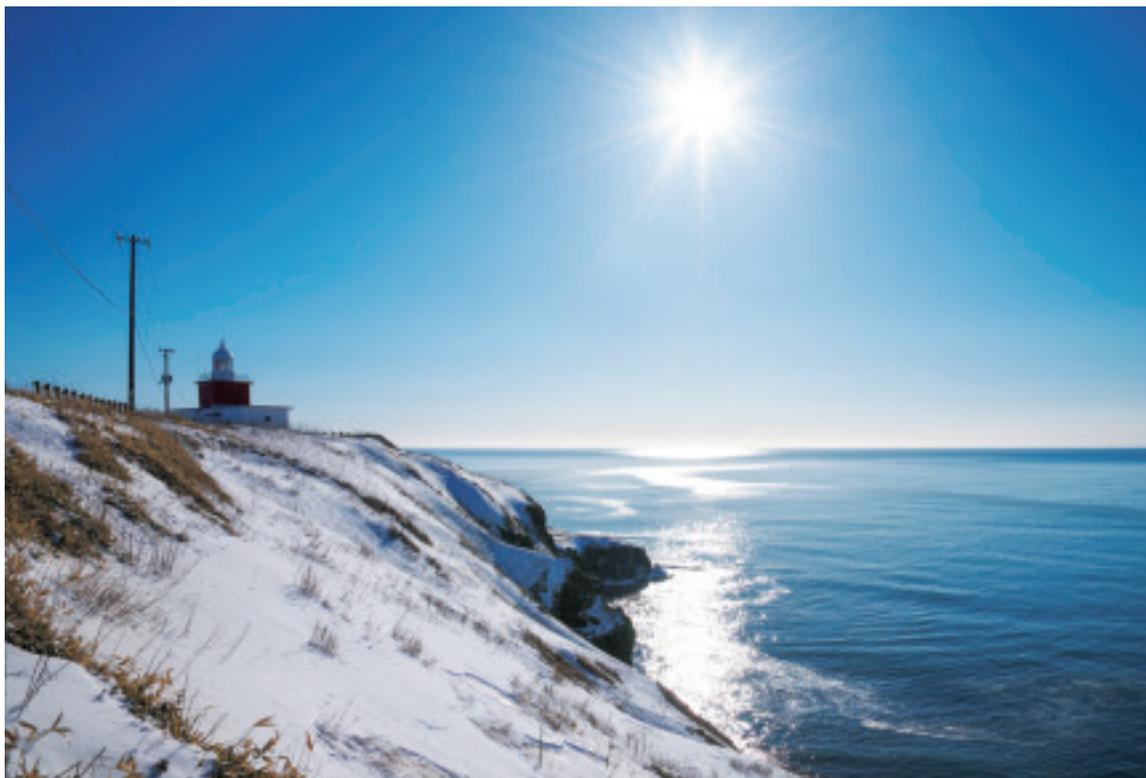


PLATEA



霧多布岬の朝

**新年あけまして
おめでとーございます**



9年に及ぶ安倍・菅政権、これを継承する岸田政権により、日本は立憲主義、民主主義、平和主義が脅かされ、新型コロナウイルス対応の失敗は多くの命を奪い、生活を困窮させ、私達は、かつて経験したことのない危機的状況に苦しめられた。これだけであつては政権交代も起きていた。今回の衆院選での、野党と市民連合が政権交代を目指した合意は、国民を励まし、他方、自公政権にとつては心底恐ろしい展開となつた。岸田内閣は、かつてない危機感の下、発足直後の真の姿が見えない内にと、「短期決戦」「奇襲」策で、国会も開かず選挙を仕掛けた。自公や補完勢力は、大手メデアを総動員して、異常な野党共闘攻撃、戦前を思わせる共産党への集中攻撃をしかけた。自民党は、議席を減らしながらも単独過半数をとると、「野党共闘は失敗」と大合唱。野党共闘が選挙の最終盤で、うまく機能しなかつたり、競り負けたところはあつたが、現場では大きな脅威を与え、共闘がなければ甘利幹事長など自民党の大物議員の落選はなく、自民党は大勝していただろう。メディアの「共闘失敗」キャンペーンは、来年の参院選での自公・補完勢力の敗退を回避させるためのもので、もう次の戦いは始まっている。

9条改憲にむけて動き出した岸田政権。9条守れの草の根の運動を大きく進め、いのち、暮らしを守ることから、格差、ジェンダー平等、気候問題等あらゆる分野の問題に光をあて、若者を含めた多くの国民の心に灯をともし、希望が持てる政治に転換させるため、地道に、確かな力を培ってきた市民連合と野党共闘は足を踏み出したばかり。この共闘の歩みを絶対に止めてはならない。

二〇二二年 元旦

弁護士 高崎 裕子



弁護士

高崎 暢

サクラランボの実の輝きは命の結晶と見惚れる。毎年、我が家のサクラランボの木に実がなり始めると落ち着かなくなる。カラスとの競争が始まるからである。一日違い全部取られたことは一度だけではない。

11月、枝が伸び過ぎたので切った。枝には、これから厳冬期を迎えるにもかかわらずびっしりと芽をつけていた。生命力の強さに感動したが、その命を削ってしまったのではないかと不安になってしまった。来年もたくさんの実をつけることを願う。

総選挙での野党共闘の成否がいろいろ言われているが、小選挙区のもので政治を変えるなら野党共闘しかない。見直すべきは野党共闘の不徹底である。直前になって統一候補を立てる愚を繰り返してはならない。

「桜切る馬鹿梅切らぬ馬鹿」という諺がある。国民にやさしい政治への転換という大きな目標に向かって、その諺とおりの総括を進めて欲しい。



弁護士

高崎 裕子

一度は歌舞伎座で歌舞伎を見たいという夢を数年前にかなえ、新しくなった歌舞伎座で娘と2人で観劇。笑いや涙も誘いながら、人間の生きざまが心に響き、すっかり大ファンになり、東京出張があると、1人でも観劇して、棧敷弁当を注文したりして楽しんだ。中村吉右衛門さんの訃報。吉右衛門さんは、幼い頃から劣等感に苦しみ悩みながら努力一筋で天職と言われるほどの高みまで極めた。「文化をたたえることで世界は平和になる」と平和を心から願っておられた。コ

ロナ禍で足が止まっているが、人間の深みや人生を豊かにしてくれるさまざまな文化に、早く触れたいと切実に思った。



弁護士

渡部 敏広

収束が見えてきたかと思うと再び怪しげな兆候が出てくるコロナ禍の状況の中、昨年は様々な活動が制約されて息苦しい1年でした。今年も少しでも回復の兆しが見えればと思います。まだまだ予断を許さない状況が続きそうです。

コロナ禍の制約の中では、インドアの時間が増えます。昨年は、その時間を有効活用しようと日本ソムリエ協会のワインエキスパート試験を受験し、無事、資格を得ることができました。社会人になってからの受験勉強はなかなか大変でしたが、ブドウの形をした認定バッジを受け取ったとき、チャレンジしてよかった、としみじみ思いました。

インヴィノヴェリタス、
In vino veritas、
イン アクア サニタス、
In aqua sanitas (酒に真実あり、水に健康あり)

今年のプロ野球では、私が最眞員として、いる東京ヤクルトスワローズが20年ぶりの日本一に輝きました。コロナ禍で球場まであまり応援に行くことはできませんでしたが、仕事の合間に試合速報を見たりして、楽しい時間を過ごすことができました(試合が気になって仕事の手につかないこともありましたが…)。

一昨年まで2年続けて最下位に沈んでいたチームを奮い立たせた監督の言葉は「絶対大丈夫」。私も悩みを抱えた依頼者に「絶対大丈夫」と安心してもらえるような弁護士になれるように日々精進していきたいと思っています。

今年は、北海道日本ハムファイターズにパリーグを制覇してもらい、ヤクルトスワローズとの日本シリーズを札幌ドームで観戦したいです。今年も1年間よろしくお願ひいたします。



遠藤 正大

弁護士

入所してから、早1年が経ちました。たくさん経験ができ、濃い1年だったと思います。とにかく1日1日が嵐の如く過ぎ去っていききました。もつとも、悩むことも多く、色々な先生方におんぶに抱っこな状態だったので、その辺りの成長を2年目の目標にしたいと思います。

また、昨年の経験として、依頼された方からの感謝の言葉が何よりも嬉しかったです。2022年はもっと感謝されるような弁護士を目指して頑張っていきたいと思っています。

ただ、食生活の乱れがあったり運動が全くできていないので、今年はそっちの方面にも気を遣って、身体を壊さないように気を付けたいです。今年も1年間、どうぞよろしくお願ひ致します。



西山 雄

弁護士



二つの署名のお願ひ 高崎 暢

(1) 安保法制違憲判決を求める賛同署名

札幌高裁の控訴棄却判決の上告を断念した。安保法制が合憲とされたわけではない。安保法制が憲法9条の平和主義を根底から覆しこの国を戦争の危険に晒している現実には変わりはない。

六月、私たちは、裁判官の独立と安保法制の違憲判決を求める緊急要請を発し、賛同署名運動を始めた。それは司法に本来の役割(チェック機能)を果たさせる取り組みである。

ネット署名のほか、メールや電話で呼びかけ賛同を得て署名することも可能である。

(2) ストープ訴訟の支援署名

心臓疾患を抱えた原告が、厳冬期にストーブが故障したので、買い替え費用の保護申請をした。その却下決定に対し、憲法違反を理由に、札幌市を訴えた裁判である。

(3) 同封した署名用紙を郵送または FAX (011-261-7718) して下さい。



アスベストについてご相談ください

弁護士 遠藤 正大

建設現場で、アスベスト（石綿）を吸引して健康被害を受けた建設労働者とその遺族が、アスベストの危険性を知りながらアスベスト含有建材を製造、販売し続けたメーカーと、規制を怠ってきた国に対し損害賠償を請求している裁判（建設アスベスト訴訟）について、昨年5月に国と一部の企業の責任を認める最高裁判決が出されました。同最高裁判決を受けて、今年からは石綿関連疾病にかかった建設労働者やその遺族に対して、国から給付金が支給される制度がスタートします。

その一方で、国からの給付金は被害回復の一部に過ぎず、未だ責任を認めない企業との戦いは続きます。当事務所にも北海道アスベスト被害者支援弁護団に所属する弁護士がおりますので、お近くに建設作業に従事した際にアスベストを吸引して健康被害を受けた方若しくはその疑いがある方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。

時効期間が改正されています！！

弁護士 西山 雄

2020年4月から、残業代請求権の時効が2年から3年に改正されましたので、2020年4月以降の未払残業代については2022年4月になっても時効により消滅しません。

また、不法行為に基づく損害賠償請求権のうち、生命・身体に関するものについても時効が5年に改正されましたので、時効により消滅しない可能性があります。

是非、時効だからと諦めずにご相談ください。

事務局一言

事務局長 池田 滋

事務局が大幅に若返りました。ジェネレーションギャップによる業務障害が生じないよう良好なヒューマンリレーションの構築に努力しなければなりません。加えて、コロナ感染対策の継続と法律事務のIT化の技術習得にも努める1年となる予感がします。



コロナ禍での変化に対応できる努力。その決意をお届けします。(と)

瑕疵担保責任と契約不適合責任

弁護士 渡部 敏広

民法改正により、2020年4月1日から、購入した住宅等に欠陥があった場合に問題となる「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」に変更されました。従前は欠陥等が「隠れた瑕疵」である場合に契約解除と損害賠償請求のみ認められていましたが、改正後は「契約の内容に適合しないものである」場合に追完（修補）請求、代金減額請求、催告解除、無催告解除、損害賠償請求の5つの選択肢が規定されました。

2020年4月1日以降の売買では、契約不適合責任が問題となります（それより前の売買は瑕疵担保責任のままです）。売主・買主ともに、思わぬ損害が生じることを避けるためにも、改正で何が変わったか、自分の契約書がどうなっているかを確認することは重要です。特に、契約不適合責任では、「契約の内容」がこれまで以上に重要になります。すでに契約をした方も、これから契約する方も、現に欠陥等のトラブルが生じている方も、将来のトラブルに備えたい方も、瑕疵担保責任や契約不適合責任の内容には専門的な部分がありますので、ぜひ弁護士にご相談ください。

即日相談が好評です

その日のうちに相談を希望される方に、平日午後3時から7時まで、ご相談に応じます。

初回無料相談

初回相談に限り、相談料は1時間まで無料としております。2回目以降の相談については、1時間5,500円（税込）です。

休日相談

土曜日、日曜日、祝日も、ご相談に応じます。

相談受付
電話番号 **011-261-7738**

(平日午前9時15分から午後5時まで)
FAX (011-261-7718) は24時間受付
HP : <http://www.law-takasaki.com/>

